

堺交推第 75 号  
令和 8 年 2 月 6 日

堺市自治連合協議会  
校区代表者様

「交通事故をなくす運動」堺市推進協議会  
会長 永藤 英機

令和 8 年 4 月 1 日施行 自転車に関する改正道路交通法に伴う  
ポスター掲示及びチラシ回覧について（依頼）

平素は、交通安全対策の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和 8 年 4 月 1 日施行の改正道路交通法により、自転車の交通違反に交通反則通告制度（いわゆる『青切符』）が適用されます。これに伴い、市民に広く周知するためポスターの掲示とチラシの回覧をお願いさせていただきますので、お知らせいたします。

校区代表者様にはポスターとチラシの見本を記載した資料を郵送にて、代表交通指導員様等には掲示用ポスターをゆうメールにて送付しております。

回覧用チラシに関しましては、事前にご指定されている場所に送付いたします。

<事務局>

堺市建設局サイクルシティ推進部 自転車企画推進課  
担当 市橋・奥村  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号  
TEL : 072-228-7636 FAX : 072-228-0220

# 自転車への 交通反則通告制度 青切符の導入



自転車の交通違反で検挙された後の手続きが大きく変わります

青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了→前科はつきません!

重大な違反や違反により実際に交通事故を発生させたとき→赤切符等による刑事手続

令和8年4月1日から適用

取締りの対象年齢は16歳以上

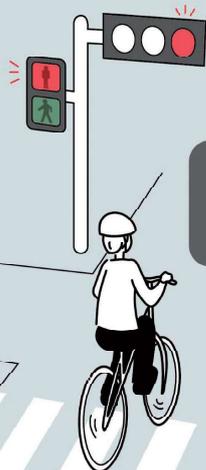
対象となる違反行為は100種類以上



⚠ 携帯電話  
使用等(保持)  
反則金  
12,000円



⚠ 遮断踏切立入り  
反則金7,000円



⚠ 信号無視  
反則金6,000円



⚠ 指定場所  
一時不停止等  
反則金5,000円

## 取締りの基本的な考え方

自転車の運転者による反則行為のうち、交通事故につながる危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合といった、**悪質・危険な行為が自転車の交通違反の取締り対象となります。**

詳しくは



自転車ルールブック(警察庁交通局)

自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう

大阪府自転車条例では、自転車保険に加入することが義務付けられています